

加美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会設置要綱

令和4年4月8日
告示第 32 号

(設置)

第1条 加美町中新田保育所を新たに管理運営する民間事業者（以下「運営事業者」という。）を決定するにあたり、公平かつ適正に選定するため、加美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 運営事業者の募集に応じた事業者（以下「応募者」という。）の審査に関すること。
- (2) 運営事業者の応募者の選定に関すること。
- (3) その他運営事業者の選定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 教育又は保育に関する学識経験を有する者
- (2) 保育行政関係者
- (3) 児童福祉に関係する者
- (4) 保育所を利用する保護者の代表者又は当該保護者会等の組織から推薦された者
- (5) 地域住民の代表者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、運営事業者の選定ごとに別に定める日から当該運営事業者の決定があった日までとする。

2 委員は、職務上応募者に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故有るとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。